

「トウモロコシ」における農薬使用の注意

農薬取締法では、トウモロコシは以下のように分類される。また、分類に従って使用可能な農薬も決められている。

用途	農薬取締法上の分類	〈農薬のラベルに書かれている作物名〉	スイートコーン	ヤングコーン	
食用	穀類* (雑穀類)		◎	×	
	トウモロコシ	種実だけを食用とするもの(芯は食べない)	◎	×	
		未成熟トウモロコシ	種実が未熟なうちに収穫利用するもの	◎	×
		トウモロコシ(子実)	種実が硬くなってから収穫利用するもの	×	×
	野菜類		×	◎	
	ヤングコーン	幼果を芯ごと食べるもの	×	◎	
非食用	飼料用トウモロコシ		×	×	

◎…使用できる ×…使用できない

- ・スイートコーンは『穀類*1』…穀類*、雑穀類、トウモロコシ及び未成熟トウモロコシに登録のある農薬が使用できる
- ・ヤングコーンは『野菜類*2』…野菜類及びヤングコーンに登録のある農薬が使用できる

*1：穀類…令和3年10月末現在、殺虫剤及び殺菌剤の登録農薬はない。

*2：雑穀類…「農薬使用に関するよくあるお問い合わせ」(P.69)を参照のこと。

同じトウモロコシでも、収穫時期によって使用できる農薬が異なる。

⇒ スイートコーンの収穫前に欠いた雌穂をヤングコーンとして出荷する場合には、ヤングコーンの収穫終了までは『スイートコーンとヤングコーンの両方に使用可能な農薬』しか使用できないので注意する。スイートコーンとヤングコーンの両方に使用可能な農薬は『ヤングコーン』の項を参照のこと。